◎　様式

様式１　　　　　　　　　　　　　　（表面）

|  |
| --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 |
| 申請者 |  主たる事務所 の所在地 |  |
|  ふりがな 名　　　　称 |  |
|  理事長の氏名 |   |
|  申請年月日 |  |
|  定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由 | 内　　　　　　　　　　　容 | 理　　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由 | 内　　　　　　　　　　　容 | 理　　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
|  |  |  |

（裏面）

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

３　この申請書は、社会福祉法施行規則第３条第１項第１号及び第２号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。

様式１　　　　　　　　　　　　　　（表面）

|  |
| --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 |
| 申請者 |  主たる事務所 の所在地 | 　　東京都荒川区○○△丁目○○番○○号**記入例** |
|  ふりがな 名　　　　称 | 　　しゃかいふくしほうじん　 　　　ふくしかい　　社会福祉法人　○○福祉会 |
| 理事長の氏名 | 理事長　　荒　川　太　郎  |
|  申請年月日 | 令和○○年○○月○○日 | 左右を対照・並列にして記載 |
|  定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由 | 内　　　　　　　　　　　容 | 理　　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| （目的）第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供れれるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。（１）第一種社会福祉事業（イ）児童養護施設の経営（ロ）特別養護老人ホームの経営（２）第二種社会福祉事業（イ）老人デイサービス事業の経営（ロ）老人デイサービスセンターの経営（ハ）保育所の経営　　　　　（追加）第二条‐第七条　　　（略）（評議員の報酬）第八条　評議員は無報酬とする。第九条‐第二七条　　　（略） | （目的）第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。（１）第一種社会福祉事業（イ）児童養護施設の経営（ロ）特別養護老人ホームの経営（２）第二種社会福祉事業（イ）老人デイサービス事業の経営（削除）（ロ）保育所の経営（ハ）一時預かり事業の経営　　　　第二条‐第七条　　　（略）（評議員の報酬）第八条　評議員に対して、各年度の総額が○○円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。第九条‐第二七条　　　（略） | ・事業廃止により削除・新規事業の追加・評議員報酬額の変更 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由 | 内　　　　　　　　　　　容 | 理　　　由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| （資産の区分）第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。（１）建物（イ）‐（ハ）　　　（略）（ニ）東京都荒川区〇丁目〇番所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建　デイサービスセンター〇〇建物　１棟（延○○○．○○平方メートル）（ホ）、（へ）　　　（略）　　　（新規）第二九条‐第三五条　　　（略）　　　（新規）第三六条～第四〇条　　　（略）附　則　　　　（略） | （資産の区分）第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。（１）建物（イ）‐（ハ）　　　（略）（削除）（ニ）、（ホ）　　　（略）（へ）東京都荒川区〇丁目○番地所在の鉄筋コンクリート陸屋根○階建保育所○○保育園園舎　一棟（延○○○．○○平方メートル）第二九条‐第三五条　　　（略）第７章　公益を目的とする事業（種別）第三六条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。（１）地域包括支援センターの経営　（２）居宅介護支援事業の経営２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。第三七条～第四一条　　　（略）附　則　　　　（略） | ・公益事業の新規開始により公益事業用財産を追加・デイサービスセンター廃止に伴う建物の削除・項番の繰り上げ・保育園園舎新築による建物の追加・公益事業の新規開始により追加・以下、章番号及び条文番号繰り下げ |